

代金納付手続について

1 競落不動産の残代金納付手続について

「開札期日」からおよそ3週間後（※）に、売却決定期日が開かれます。この期日において、最高価買受申出人に対して「売却許可決定」がなされ、この決定が確定すると、代金納付手続が始まります。通常、「売却許可決定が確定したか否かは、「売却許可決定」がなされた日から10日前後で明らかになります。

売却許可決定が確定したか否かの照会をされるときは、開札期日から35日ほど後をお願いします。

※農地の場合、売却決定期日は開札期日から数か月後になります。

売却許可決定が確定すると、裁判所から入札書に記載された住所宛てに「代金納付期限通知書」を特別送達郵便でお送りします。

代金納付は、この「代金納付期限通知書」がお手元に届いてから行ってください。「代金納付期限通知書」には、「買受人の氏名」、「残代金額」、及び「残代金納付期限」が記載されています。また、買受人の方が代金納付手続をされるときに必要な書類や裁判所からのお願い事項が記載された説明文書を同封しておりますので、よくお読みください。

※振込依頼書の用紙は、上記「代金納付期限通知書」に同封してあります。

裁判所が買受人のために競落不動産の所有権移転登記等を行いますが、登記手続にかかる費用として「登録免許税」を納付していただく必要があります。この「登録免許税」を算出するには、当該競落不動産の「固定資産評価証明書」が必要です。

予め事件番号と F A X 番号を明記の上、固定資産評価証明書を送付していただければ、登録免許税の算出結果を買受人の連絡先に F A X 送信します。

なお、裁判所の F A X 番号は、代金納付期限通知書 2 頁目に記載してあります。

2 買受人への売却許可決定謄本の交付について

競落不動産の「売却許可決定」の謄本は、売却決定期日の翌日以降に申請していただければお渡しします（売却決定期日当日に申請をご希望の場合は、事前に申請先の裁判所にお問い合わせください。）。申請書には、「入札書」に押された印鑑を使用してください（※売却許可決定謄本の交付申請には、謄本の用紙 1 枚につき 1 5 0 円の収入印紙が必要です。）。

なお、売却決定期日当日中に、「売却許可決定」の写しが裁判所内の所定の場所に備え置かれ、その後一定期間内はその写しを閲覧することができます。

(問い合わせ先)

■ 和歌山地方裁判所民事部

〒640-8143 和歌山市二番丁1番地

(直通) TEL 073-428-9932

■ 和歌山地方裁判所田辺支部

〒646-0033 和歌山県田辺市新屋敷町5

(直通) TEL 0739-22-2824

■ 和歌山地方裁判所御坊支部

〒644-0011 和歌山県御坊市湯川町財部515-2

(代表) TEL 0738-22-0006

■ 和歌山地方裁判所新宮支部

〒647-0015 和歌山県新宮市千穂3丁目7番13号

(代表) TEL 0735-22-2007